

日本ボーイスカウト東京連盟
世田谷地区育成協力会 会則

第1条 名称と組織

- (1) 本会は日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区育成協力会と称する。
- (2) 本会の事務所は会長または事務局長宅に置く。
- (3) 本会は本会の目的に賛同する有志をもって組織する。

第2条 目的

本会は、日本ボーイスカウト東京連盟世田谷地区の財政的な助成を行い、世田谷区内のボーイスカウト運動の発展に寄与する。

第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボーイスカウト世田谷地区へ財政的な助成及び支援
- (2) 世田谷区内のボーイスカウト運動の啓発と発展に関する事業。
- (3) 国内及び海外行事参加に対する協力及び援助
- (4) 指導者養成に対する協力及び援助
- (5) 地区及び会員相互の親睦及び交流の促進
- (6) その他目的達成のための事業

第4条 運営費

本会の運営費は、会費及び寄付とする。

第5条 会員資格及び会費

- (1) 本会の目的に賛同し、入会を希望する個人又は法人は、入会申込書に会費を添えて会長宛に提出する。
- (2) 本会の会費は、年額一口10,000円とする。
- (3) 会員は会費納入をもって会員としての資格を有する。

第6条 役員及び役員会

- (1) 本会の役員は次の通りとし、任期は2年間で再任は妨げない。
会長 1名 副会長 3名以内 理事 若干名 監査 2名
事務局長 1名(地区委員会より派遣) 会計 1名(地区委員会より派遣)

第7条 会計

- (1) 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。
- (2) 本会の総会は必要に応じて会長がこれを招集するが、会計報告は毎年5月内に書面をもって会員に報告する。
- (3) 本会の事業を行うために要する費用は、本会より支弁する。

第8条 規定外事項

この会則に定めのない事項については、役員会の決議によるものとする。

- 附則
1. この会則は平成21年10月19日より施行する。
 2. 第6条第1項の条文中、任期は2年とあるが、平成21年10月19日に選任された役員の任期は平成22年3月31日までとする。